(2)　液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であって、現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であって、現に液体の状態であるものをいう。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

(3)　(1)又は(2)に掲げる容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

(4)　(1)又は(2)に掲げる管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル）

ニ　非常用電源設備又は補機駆動用燃料設備（非常用電源設備に係るものを除く。）に属する容器であって、耐圧部分について溶接をするもの

ホ　非常用電源設備、火災防護設備又は浸水防護施設に係る外径百五十ミリメートル以上の管であって、耐圧部分について溶接をするもの

2　前項の申請には、次の各号に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。

一　工事の工程（前項第七号に掲げる発電用原子炉施設に属する容器又は管の溶接を行う場合は、その工程を含む。）

二　（略）

三　前項第七号に掲げる発電用原子炉施設に属する容器又は管の溶接を行う場合は、次に掲げる書類

イ　溶接設備の種類及び容量並びに溶接部の設計及び溶接施工法を記載した溶接明細書

ロ　当該容器又は管の構造図

ハ　溶接部の設計図

3・4　（略）

（使用前検査の実施）

第二十条　使用前検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　構造、機能及び性能

二　その他設置又は変更の工事が実施計画に従って行われたものであること。

2　次の各号に掲げる場合は、使用前検査を受けることを要しない。

一～三　（略）

2　前項の申請には、次の各号に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。

一　工事の工程

二　（略）

（新設）

3・4　（略）

（使用前検査の実施）

第二十条　使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

工事の工程	検査事項
一　実施計画に定められた発電用原子炉施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時	実施計画に定められた発電用原子炉施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの 一　材料検査 二　寸法検査 三　外観検査 四　組立て及び据付け状態を確認する検査 五　耐圧検査 六　漏えい検査
二　実施計画に定められた発電用原子炉施設の設備の組立てが完了した時	実施計画に定められた発電用原子炉施設の運転に必要な機能又は性能を確認する検査
三　実施計画に定められた発電用原子炉施設の工事の計画に係る工事が完了した時	実施計画に定められた発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、使用前検査を受けることを要しない。

一～三　（略）